いわゆるデット・エクイティ・スワップ事件

とその帳簿価額との差額につき債務消滅益を認定した事例:東京地判平成二一年四月適格現物出資に該当するデット・エクイティ・スワップにつき、混同消滅した債務の額 二八日訟務月報五六巻六号一八四三頁

松 嶋 隆 弘

【事実の概要】

発行価額五三八円)を行った。本件新株発行当時、Ⅹと対し、第三者割当により八○万株の新株の発行(一株の三○四○万円)を現物出資し、同年三月一日、ⅩはPに(貸付債権:券面額四億三○四四万二四三五円中四億Q社は、平成一五年二月二八日、Ⅹに対して有する債権P社は、平成一五年二月二八日、Ⅹに対して有する債権B社は、平成一五年二月二八日、Ⅹに対して有する債権Ⅰ

六二○○万円であった。

六二○○万円であった。

中は代表者Q(Xの代表取締役)を共通にしており、両記貸付債権は、平成一四年一一月われたものであり、前記貸付債権は、平成一四年一一月もれたものであり、前記貸付債権は、平成一四年一一月としており、前記代表者Q(Xの代表取締役)を共通にしており、両

いわゆるデット・エクイティ・スワップ事件(松嶋)

てることは妥当である旨報告した。五三八円とすること、Pに対し八〇万株の新株を割り当役は、平成一五年二月二八日付で、一株の発行価額を本件現物出資にあたり、裁判所により選任された検査

経理処理を、それぞれ行った。

経理処理を、それぞれ行った。

経理処理を、それぞれ行った。

三○四○万円の債権及びこれに対応する債務が消滅した

その後、Xは、Xに移転した本件債権のうち四

億

分につき債務消滅益が生じるとして更正処分等を行った。させているのであるから、一億六二○○万円を超える部れたことにより四億三○四四万二四三五円の債務を消滅資は適格現物出資に該当するため、Xは同債権を受け入資は適格現物出資に該当するため、Xは同債権を受け入資は適格現物出資に該当するため、Xに対して、本件債権の帳これに対し、税務署長は、Xに対して、本件債権の帳

るので、併せて参照されたい。)。 けるXの主張及びY 損益取引には該当しない、 用されない、④.混同は事実であって取引ではないので、 くなったとしても、既往には遡らず、本件DESには適 成一八年改正により、 ない、②.DESにおける券面額説、 引行為として資本等取引に該当し、 省略する。)。本件においてXは、①. 由も付されているが、本稿ではそれらについての検討は 二項に該当する役員報酬の仮装経理があったこと等の ついては、本稿末尾に表として整理したものを付してい (平成一八年法律第一○号による改正前のもの)三四条 国 DESの券面額処理が認められな と主張した(なお、 の主張並びに裁判所の判断に 債務消滅益は発生し 3 DESは 一個の 法人税法の平 本件にお 取

判旨

1. DESの構成について

これを直接実現する制度は設けられていない……以上、を株式に転化することであるが、我が国の会社法制上、「DESは、株式会社の債務(株式会社に対する債権)

ある(更正処分等にあたっては、その他に、法人税法

本件は、この更正処分等の取消しを求めている事案で

係法令の規制を受けることとなる。」 係法令の規制を受けることとなる。」 係法令の規制を受けることとなる。」 による債権債務の消滅、③債務者会社の新株発行及び会による債権債務の消滅、③債務者会社の新株発行及び会による債権者の新株の引受けという各段階の過程を経る必要による債権者の新株の引受けという各段階の過程を経る必要があり、それぞれの段階において、各制度を規律する関係があり、それぞれの段階において、各制度を規律する関係法令の規制を受けることとなる。」

株式会社の債務(株式会社に対する債権)を株式に転化

取引にあたるか 2. DESが一の取引行為として資本等

Eない。 「DESは、現行法制上、①本件現物出資によるPか 「DESは、現行法制上、①本件現物出資によるPか 「DESは、現行法制上、①本件現物出資によるPか 「DESは、現行法制上、①本件現物出資によるPか 「DESは、現行法制上、①本件現物出資によるPか

> のということはでき(ない)。」 ③の異なる過程を併せて全体を資本等取引に該当するも 資本等取引に該当するとは認められないから、①ないし 過程においては、資本等の金額の増減は発生しないので、 本等取引に当たると認められるものの、上記②の混同の 本等取引に当たると認められるものの、上記②の混同の ということはでき(ない)。」

3. 適格現物出資にあたるか

「本件現物出資が適格現物出資であれば、法人税法「本件現物出資が適格現物出資における現物出資対象債権の価額の認定に 選手度の所得の金額を計算することとなるのであって、 会社法制上、一般に現物出資対象債権の評価を券面額又 業年度の所得の金額を計算することとなるのであって、 会社法制上、一般に現物出資対象債権の評価を券面額又 会社法制上、一般に現物出資対象債権の評価を券面額又 意格現物出資における現物出資対象債権の価額の認定に 適格現物出資における現物出資対象債権の価額の認定に 当該被現物出資であれば、法人税法 「本件現物出資が適格現物出資であれば、法人税法

物出資に該当するものというべきである。そして、同条「本件現物出資は、同条一二号の一四イ所定の適格現

額の増加をもたらした資本等取引となる。したがって、 資を巡る税法上の規律の内容に何ら変更はない。」 改正後の法人税法の規定の遡及適用によるものではない。 れた処分行政庁による債務免除益の認定は、 各規定に従って算定され……上記各規定に基づいて行わ する平成一八年改正前の法人税法及び同法施行令の上記 の金額の増減等は、 適格現物出資に該当する本件現物出資について、資本等 であり、 となるから、本件現物出資は、資本の金額を四億円増 四億円を減算した金額であるマイナス二億三八〇〇万円 出資法人(P)の当該移転の直前の帳簿価額 万円から本件現物出資によって増加したXの資本の金額 一七号トによれば、 ……平成一八年改正の前後を通じて、 資本積立金額を二億三八〇〇万円減額させる取引 その差額である一億六二〇〇万円の資本等の金 適格現物出資により移転を受けた資産の 上記のとおり専ら適格現物出資に関 本件現物出資により増加した資本積 一億六二〇〇 平成一八年 適格現物出 現物 加

東京地裁商事部における検査役の調査実務の変更が4.法人税法における券面額説の位置づけ

とは認め難 等が示されない状況の下で、 債権の評価について、その評価方法を明らかにした通達 平成一八年改正前において、 実務において評価額による評価が行われていた例が多数 よる評価を採用した後も、 価 される前は、 務において券面額による評価が一 あったとの指摘があること…を考慮すれば、 の運用がされていたこと、 61 法人税の課税実務において評 他の裁判所では検査役の調査 Xが主張するように課税実 DESに係る現物出資対象 東京地 般的に採用されてい 裁商事部が券面 福 法人税法 額による評

とした上で、会社法制上の手続においては券面額による情務者会社の負債の帳簿価額を超えない限り、券面額で 情務者会社の負債の帳簿価額を超えない限り、券面額で 方現物出資について検査役の選任を不要とし(会社法 一九九条一項三号、二〇七条九項五号)、DESに係る 一九九条一項三号、二〇七条九項五号)、DESに係る 一九九条一項三号、二〇七条九項五号)、DESに係る 一九九条一項三号、二〇七条九項五号)、DESに係る で、会社法及びその制定に伴う法人税法の改正は、 のといることか で、会社法及びその制定に伴う法人税法の改正は、 のといることか で、会社法及びその制定に伴う法人税法の改正は、 のといることが で、会社法制上の手続においては券面額による とした上で、会社法制上の手続においては券面額による

ができる。一価額の議論について立法的解決を図ったものとみること価額の議論について立法的解決を図ったものとみることことをそれぞれ明らかにすることによって、券面額と評ことを、税法上の法人税の課税においては評価額による

5. 混同について

「法人税法」二条二項の規定の性質上、同項の「資産「法人税法」二条二項の規定の性質上、同項の「資産の訴問のが相当である。したがって、混同により消滅した本件貸付債務の券面額から上記資本等取引に当たる一解するのが相当である。したがって、混同により消滅した本件貸付債務の券面額から上記資本等取引に当たる一た本件貸付債務の券面額から上記資本等取引に当たる一た本件貸付債務の券面額から上記資本等取引に当たる一た本件貸付債務の方面額から上記資本等取引に当たる一た本件貸付債務の方面額から上記資本等取引に当り生じた本件貸付債務の方面額から上記資本等取引に当り生じた本件貸付債務の方面額がある。したがって、混同により消滅して、同項の「資産の大益金と認められる……。」

6. 結

「以上に検討したところによれば、本件DESにおい

いわゆるデット

・エクイティ・スワップ事件

認められない。」

認められない。」

認められない。」

認められない。」

のうち、現物出資法人であるPにおける本件貸付債権の
を益金に算入すべきものと解されるのであって、原告の
を益金に算入すべきものと解されるのであって、原告の
を益金に算入すべきものと解されるのであって、原告の
を益金に算入すべきものと解されるのであった原告の
と紹められない。」

解説

一・本判決の意義

らかにしていた。これに対し、本判決は、課税関係におりESという。)における債権額の評価については、券面額説(債権の実価が券面額未満であっても券面額を基準とする見解)とがあるところ、東京地裁商事部基準とする見解)とがあるところ、東京地裁商事部基準とする見解)とがあるところ、東京地裁商事部基準とする見解)とがあるところ、東京地裁商事部基準とする見解)と評価額説(債権の評価については、券面額税として、DESにつき券面額税を基本を対し、本判決は、課税関係におります。

筆者は、当初は、DESに関し券面額説が妥当である 質説の妥当領域の確定であるとの認識に到達し、過日そ 処理スキーム以外の場面で活用される場合を併せ考える と、今後要求されるべきは、両説のいかんよりも、券面 と、今後要求されるべきは、両説のいかんよりも、券面 を、今後要求されるべきは、両説のいかんよりも、券面 を、今後要求されるべきは、両説のいかんよりも、券面 を、今後要求されるべきは、両説のいかんよりも、券面 を、今後要求されるべきは、両説のいかんよりも、券面

本稿は、かかる観点から、本判決の事案のスジを検討

二.DESの概要

1. DESの意義

まず前提として、DESの意義を明らかにしておきた

い。DESは、不良債権処理スキームの一つであり、債 と債務者との合意に基づき、債務を株式に振り替え を、資本の部の資本金(ないし資本準備金)に振り替え を、資本の部の資本金(ないし資本準備金)に振り替え を、資本の部の資本金(ないし資本準備金)に振り替え を、で、資本の部の資本金(ないし資本準備金)に振り替え なって、実質的に債務者の財産状態あるいは信用状態を よって、実質的に債務者の財産状態あるいは信用状態を はずローン)の回収可能性を高めるスキーム。以下DD 通常ローン)の回収可能性を高めるスキームの一つであり、債

められ、 に捉えられるようになってきた。 13 L SもDDSもあまり用いられてこなかった。しかしAB の破綻」としてネガティヴに捉えられがちであり、 した事業の再編」「事業再生」として、よりポジティヴ これまでわが国において、倒産手続は、とかく「事業 った新しい再生手法の導入により、「倒産手続を活用 の普及、DIPファイナンスやDIP型会社更生と DESやDDSは、 当事者間の合意・ネゴシエーションがより求 特に私的整理の局面において、 当事者間の合意による解決 かかるパラダイムの変 スキー -ムの構 D E

ものといってよい。 実務への浸透は、倒産手続に関する見方の変化を受けたの例として、導入されるにいたった。DESやDDSの

ただ、DESに関しては、その柔軟さのゆえ、実に毀ただ、DESに関しては、その柔軟さのゆえ、これを肯定的する者が、債権放棄と並が変しが激しく、これを肯定的する者が、債権放棄と並が変更が激しく、これを肯定的する者が、債権放棄と並えだ、DESに関しては、その柔軟さのゆえ、実に毀ただ、DESに関しては、その柔軟さのゆえ、実に毀

2.DESの法的構成

払込のための金銭を用意する必要がある。このことから、出資してB株式を引き受け、払い込まれた資金をAの債権に対する弁済に充当するという金銭出資型(疑似DE を1、と右債権を現物出資すると構成する現物出資型(真正DES)とに大別できる。前者は、現物出資に関し要正力ES)とに大別できる。前者は、現物出資に関し要正力ES)とに大別できる。前者は、現物出資型(真体に対する貸付金相当額を新規に金銭出資のための金銭を用意する必要がある。このことから、払込のための金銭を用意する必要がある。このことから、払込のための金銭を用意する必要がある。このことから、払込のための金銭を用意する必要がある。このことから、払込のための金銭を用意する必要がある。このことから、払込のための金銭を用意する必要がある。このことから、

特段に断らない限り、 けるDESも、現物出資型(真正DES)である。以下 資型(真正DES)がDESの主流となった。本件にお 項)、払込相殺禁止規定がDESの障害とならないこと 会社からの相殺を許容することで(会社法二〇八条三 ない場合、検査役の調査を不要とするとともに(会社法 出資の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超え 会社に対する金銭債権(弁済期が到来しているものに限 更生法八六条以下)の対象とされる可能性、 性、前記弁済が債権者取消権(民法四二四条)や否認権 た資金に対し他の債権者から差し押さえがなされる可能 スクとして、当該スキームの実施にあたり、払い込まれ そのための種々のコスト(金利負担等)がかかる他、 を明らかにした。これにより、会社法の下では、現物出 る。) であって、当該金銭債権について定められた現物 が存在する。平成一七年会社法は、現物出資財産が株式 二○七条九項五号)、引受人からの相殺のみを禁止し、 「見せ金」と認定され、払込の効力が否定される可能性 (破産法一六○条以下、民事再生法一二七条以下、 DESというときは、 当該払込が 現物出資型 IJ

(真正DES)を意味するものとする。

3. DESの特徴1:債権放棄との比較

かかる。 バンクの全面支援」に依拠しがちである。第四に債権放債権放棄額が少なくなりがちである。第三に、「メイン 粘り強く説得するため、 図式的な整理だが、債権放棄については、 ル・ハザード)。 価値向上のシナジーが分配されてしまう(いわゆるモラ があるとされている。 第二に、対象企業の体力、経営実態に比して、 DESの特徴を、 明らかにしたい。 企業価値の向上に貢献していない株主に企業 第一に利害状況が異なる関係者を 債権者の同意を得るのに時間が 債権放棄及びDDSとそれぞ まず前者と対比する。 四つの問題点 やや

めには、 四点については、 第一の点はDESとて同様であり、 生じさせる。そしてこのようないわば「あなた任せ」の 弁済を受けるためであり、 放棄後の残債権につき一括でなく、 額が少なくなるのは、 これらの問題点は、 法的手続によるしかない。 相互に関係する。 債権放棄が、 DESでは次のようになる。 それは結果的に第三の問題を 長期にわたって分割 債権の一部を放棄し、 すなわち、債権放棄 次いで第二点から第 抜本的に解決するた まず、

ド」として認識される。への価値の移転を発生させ、それが「モラル・ハザー傾向は、さらに、何ら努力なくして債権者から既存株主

できる。もちろん債権放棄によるのと同様の負債圧縮効対象企業の株式を保有している者には大きな利益が期待しかも後日対象企業が再建されたときには、そのときにだけであり、支援金融機関にとって「痛み」が少なく、他方、DESは何といっても、債務を株式に振り返る

果も存在する。

条、会更一二八条)、よくみられる。また将来債権譲渡申立後開始前の借入等の共益債権化として(民再一二〇 ことがある。 任」を取らせることで解決しようとしてきた。 とで、新債権者にプライオリティを与えることは、 新スポンサーである新債権者の債権を共益債権とするこ の領域では、 パーセント減資)を組み合わせ、 の実務は、DESに大幅な減資(場合によっては 諸外国の実務ではなされていないようであるが、 なお、モラル・ハ 新旧債権者の間で「せめぎ合い」がおきる DIP型の ザードの問題に対して、一 再生手続・更生手続において、 既存株主に 事業再生 言する。 株主責 わが国 _

ザード論は、 囲という形で議論される。 との間の「せめぎ合い」は、 た旧債権者と、発生した個別債権を譲り受けた新債権 担保に関し、将来の売掛債権を包括的に譲渡担保に取 かかる議論の影響を受けているのではない DESにおけるモラル・ハ 将来債権譲渡の有効性の範 0

DESの特徴2:DDSとの比較

かと推測している。

務者のみである。 でも契約にすぎないので、 有するものとして、資本と「みなす」ことにより、 化した甲債権 マニュアル上の「債務者区分等の判断」において、 Sと対比してみたい。 (甲債権)の条件(返済時期等)を劣後化し、 次にDESを、もう一つの柔軟なスキームであるDD 単に債権者・債務者間の合意に基づき、対象債権 (資本的劣後ローン)を「資本的性質」を D DSはD DDSは、会社法の手続は全く用 DDSの当事者は債権者と債 ESよりも簡単なスキーム DDS はあくま Aの不良債権 金融検査 劣後 D E

> 様である。 似している。すなわち、 摘できる。第一に、 かかわらず、発想という点からすると、 資本」に振り替え、これにより負債圧縮する点では同 か かるDDSとDESを対比するとき、 両者は、 DES&DDS& 法的形態の著しい違いにも 両者は極めて類 次の二点を指 対象債権を

両者の違いは、「資本化

れにより最終的に甲債権の「処理」が完了する。従っ新株式(=もと甲債権)につき、流通市場で売却し、そ 劣後化した甲債権 融検査マニュアル上の「債務者区分等の判断」におい をただ保有しているだけのスキームではうまみがない 行)にとっても、業規制などの関係で、手放せない株式 うまみが余り感じられないし、 たる非上場中堅企業にとっては、 につきDESが実施された場合、 しても、株式を手放す「出口」の保障がなく、 した後の「出口」にある。 これに対し、DDSは、 第二に、機能的にみると、 かかる流通市場を有しない場合においては、 (資本的劣後ローン)を資本と「みな 債権の劣後化により、 すなわち対象債権 また、 債権者は、その有する DESによって株式化 債権者 DESO (特に銀 単に金 債務者

て、

《籠(甲責籠)が「責麁」である

象債権 のところにある。逆に言うと、 できない以上、せめて単に金融検査マニュアル上の「債 続けることになる。 意味し、 もとで、 いってよいかもしれない。 る株式市場を「代用」すべく、 市場が不完全なわが国において、 らざるをえない。DDSはまさにそのためのスキームで た上で、債務者の再建後その弁済を受けるという形をと 理のない形で保有しつづけ、債務者の再建にコミットし 務者区分等の判断」上、「資本」とみなし、甲債権を無 まい」というような、ある意味ドライな処理はできず、 株式化して、それを流通市場でファンドに売払っておし 再編にあたっては、 済条件が劣後化されるということは、 こと自体には何の変更もない。 す」だけであり、 中堅企業の再建に適しているという意味は、 (甲債権)を保有し、債務者の再建にコミットし 債権者は、 その分元本の弁済が長期にわたるということを 対象債権 債権者も、 流通市場のない非上場の中堅企業の DDSにより支払が長期にわたる対 (甲債権) DESは、債権の流動化 DESのように「債務を DDSにより甲債権の弁 あえて株式化するものと より成熟した市場であ 一定の再建計 が 「債権」であ 以上 画 0

・本判決の検討

本件判決の立場は、 捉える総合的アプローチと纏めることができるのに対し、 各段階の過程で法人税法等関係法令の適用を受ける旨判 成され、「一個の取引行為」とみることができず、 債務の消滅、 件DESは、 等取引に該当しないとのXの主張に対し、 プローチということができる。 示する。Xの主張は、 本件においては、DESは一個の取引行為として資本 DESの法的構成:総合的アプローチと分解的アプローチ (i) (iii) 新株発行という複数の行為によって構 債権の現物出資、 個々の構成要素に分解する分解的 個々の行為を総合的に「一個」と (ii) 混同による債権 裁判所は、

うに、総合的に理解する立場も十分成り立ちうると考え月六日民集一七巻一二号一六三三頁)・通説の立場のよ法的事象へのアプローチとしては、例えば見せ金による法的事象へのアプローチとしては、例えば見せ金による課題であり、私見はこの点につき疑問を抱くものである。課題であり、私見はこの点につき疑問を抱くものである。 課題であり、私見はこの点につき疑問を抱くものである。 課題であり、私見はこの点につき疑問を抱くものである。

時、「混合取引の法理」として、統合的アプローチも提えることによってしか認識できまい。この点に関し、近る。むしろ脱法行為などは、性質上、全体を総合的に捉

唱されており、意を強くしている。

問題とも思われる。

「問題とも思われる。

とを明言した。

2. DESにおける債権の評価

社法及びその制定に伴う法人税法の改正は、DESに係額説をとることを明言していたところ、本判決は、「会事部(民事八部)は、前述のとおり、DESにつき券面評価額説を取ることを明言する。すなわち、東京地裁商次に、本判決は、DESにおける債権の評価につき、

わゆるデット

・エクイティ・スワップ事件

(松嶋)

判示し、課税関係に関してであるが、評価額説を取るこついて立法的解決を図ったものとみることができる」旨上の法人税の課税においては評価額によることをそれぞ上の法人税の課税においては評価額によることをそれぞ会社法制上の手続においては評価額によることを、税法会社法制上の手続においては評価額によることを、税法会社法制との課税において、従来は両法制の関

て済むことを強調する。これに対し、評価額説は、券面りることとなり、時間的・金銭的コストが格段に少なく 出資の目的となる債権の存在及びその額を確認すれば足 基準を券面額とすることで、検査役の調査において現物 実価 (評価額) その成立・存続・帰属・抗弁等に関する調査が欠かせな るものである。そもそも金銭債権は仮装が容易であり、 に券面額を大幅に割り込む実価の金銭債権を現物出資す 面額説は、 いところ、両説間の違いは、 あたっての対象債権の評価である。DESは債務超過時 真正DESについての最も大きな論点は、 DESに対し肯定的な価値判断の下、 の調査が必要であるかにある。 かかる調査に加え、債権の 現物出資に 前述の券 評価の

なると批判し、DESに対し警鐘を鳴らす。額説によると既存株主の持分が過剰に希釈される結果に

適格現物出資 推測するに、本件DESは、前述の目的でありながら、 務が混同により消滅したとするものであり、本件は必ず DESは、一億六二〇〇万円で譲り受けた債権を、 それぞれ該当し、 れぞれの法人が同一人による完全支配関係があったと認 う。本件DESはXPの代表者が同一人であるので、そ ることを失念した事例ではないかと思われる。詳言しよ ESといってよかろう。それだけではない。判決文から いえないDES、どちらかというと租税回避行為的なD しも純粋な債務整理、不良債権処理だけがその目的とは 額四億三○四○万円でDESを行い、券面額相当分の債 も明確に認定されているわけではないが、本件における であることを指摘したい。すなわち、判決文では必ずし 関わらず、 り措くとして、ここでは、本判決が取る理論構成如何に 両説の解釈学的検討は、 事案の「スジ」として、本判決の結論が妥当 Xは被現物出資法人、Pは現物出資法人に (法人税法二条一二号の一四) 当該現物出資は法人税法における適格 四、で後述するのでさしあた の適用があ 券面

認められることになる。

本件につき、もしかかる推測が正しいとすれば、かかる推測が正しいとすれば、かかる田税回避行為「的」スキームの策定にあたって生じたる租税回避行為「的」スキームの策定にあたって生じたる現物出資対象債権の価額の認定に影響を及ぼさない」、る現物出資対象債権の価額の認定に影響を及ぼさない」、る現物出資対象債権の価額の認定に影響を及ぼさない」、る現物出資におけるが、といった議論は、法人税法上、適格現物出資における現物といった議論は、法人税法上、適格現物出資における組織の券面額との本件判決における結論は、事案のスジとした。

四.券面額説の妥当領域の確定

理を認めたのは、履行期到来時における債権の価値は券 条九項五号)。履行期が到来した債権につき、かかる処 債権について、検査役の調査を不要とした(会社法二○七 討を加えていきたい。会社法は、履行期が到来した金銭 た。立法のかかる「割り切り」の背景には、 余りみられないようだが、 することができる。前述のとおり、諸外国のDESでは 限度では、「割り切って」券面額説を追認したものと解 慮する必要がないとの判断からである。少なくともその おける既存株式の価値はゼロであり既存株主の利益を考 面額に等しく、それを弁済できない場合(債務超過)に さらに券面額説の妥当領域を確定するという観点から検 に一○○%減資を併せ行い、「株主責任」をとらせてき ?存在もあったのかもしれないと推測している。 1 履行期が到来した金銭債権:券面額説の追認 判示から離れるが、債権額の評価につい わが国では、実務上既存株主 かかる実務 って

· 履行期未到来金銭債権

「前提」については再考する必要がある。につきなされるのが大部分であるところ、かかる二つのにわさい、不良債権処理の一環として、②.短期借入金思うに、これまでDESといえば、①.実質倒産企業

そのようにいえるのではないかと思われるものが目に付き見によれば、いわゆる非公開化(ゴーイング・プライ・の形態を取っていないように見えるものの、実質的には続のアウト・オブ・コート化を反映して、一見事業再生持の理由の一つとなる。ここでは、もう一つ、倒産手再考の理由の一つとなる。ここでは、もう一つ、倒産手「前提」①、に関しては、前述のとおり、本判決にみ「前提」①、に関しては、前述のとおり、本判決にみ

く。その一つとして、最近における特徴的な事例であるく。その一つとして、最近における特徴的な事例であるく。その一つとして、最近における特徴的な事例であるよれるが、事業再生の観点からはDIP型を想起させいまれるが、事業再生の観点からはDIP型を想起させるといえようし、現経営陣が引き続き経営に関わるのは、非公開化の実務においては、「利益相反」として議論されるが、事業再生の観点からはDIP型を想起させるものでもある。

3. 短期借入金によるDES

ルでは破綻して大きな問題を引き起こしたものの、それていた。社債を利用した資金調達は、ヤオハン、マイカし、銀行が引き受けるといった実務はこれまでも存在しし、銀行の融資限度額を超えた部分は、社債を発行あった、銀行の融資限度額を超えた部分は、社債を発行が念頭に置いていた不良債権とは、銀行の貸付債権で次に、「前提」②.について述べる。もともとDES

れば、長期借入金に関するDESも十分に予想される。といえよう。)の発行を可能にする会社法制を前提とす転換条項付社債(Exchangeable Bond:EB)がその典型 特に、社債の設計につき、大幅な自由を許容して、 うわけにはいくまい。 ざるを得ないし、必ずしも券面額説で「割り切る」とい を併用するということはなく、既存株主の利益を考慮せ うなDESにおいては、おそらく一○○パーセント減資 しもいえないのではないかと考える次第である。そのよ くDESは、 を用いたDESというのも考えられてしかるべきである 鑑みると、(倒産手続以外で)社債のような長期借入金 自体ありうべき資金調達の方法である。これらのことに のエクイティ的性質を有する仕組債 以上のところから、「前提」①・ 券面額説による処理が適切であるとは必ず 2 (かつての他社株式 のいずれかを欠

4. 券面額説の妥当性から妥当領域の確定へ

ぎつつ、迅速なスキーム実施を可能にするための、いわ務は、限られた時間の中で、企業価値の急激な劣化を防私見は、これまでの券面額説による不良債権処理の実

とが肝要ではないか。これが本稿で論じたいことである。はずであり、このような「領域」をしっかり確定するこら、券面額説的処理が合理的である「妥当領域」があるないかと考えるものである。ただ、それには、おのずかは便法として、それなりに合理的な背景があったのではば便法として、それなりに合理的な背景があったのでは

る等といった解釈上の工夫も可能なのではないかと思わる等といった解釈上の工夫も可能なのではないかと思わ情務超過などといった、会社法の条文にない要件を設けたにより対応していくアプローチが考えられることを指し、若干のコメントをしておきたい。前者のアプローとにより対応していくアプローチが考えられることを指し、若干のコメントをしておきたい。前者のアプローとにより対応していくアプローチが考えられることを指し、若干のコメントをしておきたい。前者のアプローとにより対応していくアプローチが考えられることを指し、若干のコメントをしておきたい。前者のアプローとにより対応していくアプローチが考えられることを指し、一次の手法を応用し、社債や株式の設計を工夫することにより対応している。そうにより対応といったのよりではないのではないかと思わる等といった解釈上の工夫も可能なのではないかと思わる等といった解釈上の工夫も可能なのではないかと思わる等といった解釈上の工夫も可能なのではないかと思わる等といった解釈上の工夫も可能なのではないかと思わる等とが、何かが表示している。

、必ずしも一般性を有していないように思われる。他方、後者のアプローチは、優れた解決ではあるもの

五. 本判決の評価

結論については正当として評価するものである。いては、いくつもの問題を指摘することができるものの、以上のところから、本判決の拠って立つ理論構成につ

参考 【東京地判平成21年4月28日訟務月報56巻6号1843頁の要旨】

	X の主張の要旨	Yの主張の要旨	本件地裁判決
券面額説 v.s. 評価 学説	券面額説		法人税法は評価額説
従来の運用	税法上DESに関する明確 な規定はなく、課税実務に おいても、資本等取引とし て、債務消滅益が計上され ることはなく、課税関係は 発生しないとされてきた。	課税実務において券面額に より評価の運用がされてい たという事実はない。	
平成18年改正の 遡及適用の有無	法人税法の平成18年改正により、DESにおいて券面額での処理が認められなくなったと解されているが、これはそれまでの処理を立立といる。 平成15年2月28日に行われた本件DESには、平成18年改正後の法人税法は遡及的には適用されない。	の規定(法人税法2条17 号ト)と平成18年改正後 の規定(平成18年政令第 125号による改正後の法人 税法施行令8条1項8号)	平成18年改正の前後を通じて、適格現物出資を巡る 税法上の規律の内容に何ら 変更はなく、処分行政庁に よる債務免除益の認定は、 平成18年改正後の法人税 法の規定の遡及適用による ものではない。
混同が損益取引か	混同は事実であって取引で はないので、損益取引には 該当しない。		付債務の券面額から上記資 本等取引に当たる1億6200 万円を控除した残額は、損 益取引により生じた益金と
為(資本等取引)	DES は、1個の取引行為と して資本等取引(法人の資 本等の金額の増加又は減少 を生ずる取引)に該当す る。	及び資本金の増加であると	過程によって構成される複
	DESによって債務が消滅しても、債務消滅益は発生しない。		
DES が 現 物 出 資・適格現物出資 に該当するか	DES は法人税法が規定する 現物出資に該当せず、法人 税法等の関連法令の適用は ない。 DES の場合、被現物出資法 人は資産又は資産及び負債 を取得しておらず、自己の 負債の移転がされたにすぎ ないから、法人税法62条 の4第1項の適用はない。	本件貸付債権に係る本件現 物出資は、適格現物出資 (法人税法2条12号の14、 法人税法施行令4条の2第 8項2号) に該当する。	適格現物出資に該当する。

- ワップ」『会社法と商事法務』(平成二〇年)一一七頁(2) 藤田友敬「会社法におけるデット・エクイティ・ス
- (平成一四年)一六頁同「デット・エクイティ・スワップ再論」同一六三二号同「デット・エクイティ・スワップ再論」同一六三二号、選任事件の現状」商事一五九○号(平成一三年)四頁、選任事件の現状」商事一五九○号(平成一三年)四頁、
- 『二一世紀の企業法制』(平成一五年)八〇四頁(4) 松嶋隆弘「債務の株式化に関する一考察」酒巻古希

いってよい。

- (5) 例えば、オーナー企業における財務内容改善・事業Financial Plan二〇七号二頁を参照。
- 一七七頁 ティ・スワップ」日本法学七五巻三号(平成二二年) (6) 松嶋隆弘「会社法のもとにおけるデット・エクイ

(7) 松嶋隆弘「会社法のもとにおけるデット・エクイ

ない。明石一秀=弥永真生「債務超過会社の債務の株式である明石一秀弁護士の一連の論考を欠かすことはできる)DESの概要を理解する上で、実務における先駆者七五回大会の個別報告)

- 計五四巻一○号(平成一四年)三九頁。号一二九頁、同「債務の株式化と会計上の評価」企業会務株式化でバランスシート改善」日経ビジネス一○四九化」企業法学八巻(平成一三年)八八頁、明石一秀「債
- (①) いわば葬儀屋から医者(事業再生)への役割変化と(倒産手続)という手順により進められることが多かった。(倒産手続)という手順により進められることが多かった。やや図式的に整理すれば、①. 金利減免、②. 追い貸し、やや図式的に整理すれば、①. 金利減免、②. 追い貸し、のでは、
- (11) 真正DESとは、具体的には次のようなものである。 A銀行がB株式会社に対し、貸付債権となっているとする。 ており、この甲債権が不良貸付債権となっているとする。 この場合において、債務者Bが債権者Aに対し新株発行 を行い、Aが新株に対する払込を金銭でなく、甲債権の を行い、Aが新株に対する払込を金銭でなく、甲債権の より債権が株式に振り替わる。その結果、Bからすれば より債権が株式に振り替わる。その結果、Bからすれば 負債が大幅に圧縮され、Aからすれば不良「債権」が株 気に振り替わった分だけ消滅する。
- (13) なお、私的整理から法的整理に移行した際のプレDれるが、その検証・担保が困難であることに由来する。に及ぶため、その間の事業継続、再建の確実性が要求さ(12) ちなみに、これは債権放棄後の残債権の回収が長期
- いわゆるデット・エクイティ・スワップ事件(松嶋)

債権管理一二八号(平成二二年)一四頁を参照。対応~プレDIPファイナンスの留意点~」事業再生と澤方智「事業再生ADRの展開と課題」金融機関の実務されていない。なお、松嶋一重=梅津貴=五嶋翔平=栗IPファイナンスの共益債権化についてはまだ対応がなIPファイナンスの共益債権化についてはまだ対応がな

の変更として、担保の移転にあたって手続が必要になっの変更として、担保の移転にあたって手続が必要になっまとめるため、商工中金契約書例のように、準消費貸借まとめるため、商工中金契約書例のように、既存の契約の条件変実務上、全銀協契約書例のように、既存の契約の条件変実務上、全銀協契約書例のように、既存の契約の条件変実務上、全銀協契約書例のように、既存の契約の条件変

てしまう (民法五一八条)。

(5) DDSにおける劣後化は、弁済の時期と順位において弁済の順位における劣後化さが、これは、債務に返済させる取扱い、②、再建計画の計画期間終了時に返済させる取扱い、②、再建計画の計画期間終了時でもしくはそのときから一定期間経過時)から返済を開始された新規ローンが全て完済されたときからとする取扱い、④、全ての通常ローンと計画期間和に実行する取扱い、④、全ての通常ローン(新規ローンを含む)が完済された時から返済を開始する取扱いがありうる。

- 常債権より後順位とする取扱いとがありうる。
 が関係の間の弁済の順位をどうするかという問題でと他の債権の間の弁済の順位をどうするかという問題でと他の債権の間の弁済の順位をどうするかという問題でとの債権の間の弁済の順位をどうするかという問題で
- と「みなす」ことにより、なそうとするところにある。務者区分等の判断」において、劣後化した甲債権を資本に対し、DDSが、振替を金融検査マニュアル上の「債替を会社法上の手続を用い「正規」に行うものであるの替を会社法上の手続を用い「正規」に行うものであるの違いは、DESが振

(17) DESに際し、取得条項や取得請求権といった株式

- 一七五八号二一頁 (質選条件付DES)、Aにとっての設計を工夫するのは(償還条件付アット・エクイ中村廉平 = 藤原総一郎「償還条件付デット・エクイ中村廉平 = 藤原総一郎「償還条件付デット・エクイウ (上)(下)」金法一七五七号(平成一七年)一一頁、の設計を工夫するのは(償還条件付DES)、Aにとっての設計を工夫するのは(償還条件付DES)、Aにとっての設計を工夫するのは(償還条件付DES)、Aにとっての設計を工夫するのは(償還条件付DES)、
- 年)七頁『混合取引の法理』の提案―」租税研究七二三号(平成二二(18) 金子宏「法人税における資本等取引と損益取引―
- (平成二三年五月)二五頁(19) 今村隆「借用概念論・再考」税大ジャーナル一六号
-) 前注(3)に掲げた針塚論文を参照
- (21) 本来三ヶ月程度かかるものが一ヶ月程度で済むと言

- われる。
- 譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所産及び負債の当該適格現物出資の直前の帳簿価額による物出資につき、「当該被現物出資法人に当該移転をした資(22) ここに適格現物出資とは、一定の要件に該当する現
- 七〇四頁(23) 江頭憲治郎『株式会社法(第四版)』(平成二三年)得の金額を計算する」制度である。
- (24) これは、株式会社AP8に吸収合併された旧株式会して、適正な価格との差額分の損害賠償を求めた事案で社レックスによる全部取得条項付種類株式の取得によるMBOが実施されたことによって、その所有する旧レックスの株式を低廉な価格で手放すことを余儀なくされたとして、適正な価格との差額分の損害賠償を求めた事案で社かの株式を低廉な価格で手放すことを余儀なくされたとして、適正な価格との差額分の損害賠償を求めた事案で社が、選正な価格との差額分の損害賠償を求めた事案ではして、適正な価格との差額分の損害賠償を求めた事案ではして、適正な価格との差額分の損害賠償を求めた事案ではして、適正な価格との差額分の損害賠償を求めた事業では、
- 起されたい。 る一〇〇%減資を会社法に導入したものであることを想め) もともと全部取得条項付種類株式は、倒産時におけ
- 研究年報三五号(平成一八年)三四五頁 Bond)の適法性峻別に関する考察」日本大学大学院法学名) 鬼頭俊泰「他社株式転換条項付社債(Exchangeable
- 需要に備えるために、第三者割当の方法により新株予約4) 最近、M&Aなどの目的で、機動的かつ巨額の資金

いわゆるデット・エクイティ・スワップ事件

の」の活用は、今後益々増えていくと予想され、その外る。)、このようなデットとエクイティの中間形態の「もかかる事案において、有利発行が問題とされた事案であ地決平成一九年一一月一二日金判一二八一号五二頁は、権付社債が発行される例が見受けられるが(例えば東京

測している

延には長期借入金によるDESもあるのではないかと推